

# 向日市新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

令和8年3月

向日市

# 目次

## 第1部 計画の基本事項

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	市行動計画改定の経緯	1
3	改定の過程	2
4	対象とする疾患	2

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	3
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目	12

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章	実施体制	15
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	19
第3章	まん延防止	23
第4章	ワクチン	25
第5章	保健	33
第6章	物資	34
第7章	市民生活及び市民経済安定の確保	35

## <参考資料>

資料1	発生段階ごとの対策の概要	資料1
資料2	新型インフルエンザ等対策に係る部署ごとの主な役割	資料2
資料3	用語解説	資料3
資料4	向日市新型インフルエンザ等対策本部条例	資料4
資料5	向日市の感染症感染者等の人権擁護に関する条例	資料5

## 第1部 計画の基本事項

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定と行動計画

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

コロナウイルスのような既知の病原体であっても、COVID-19で経験したように、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症についても、感染性が高く社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

国では、平成17年に新型インフルエンザ行動計画を作成して以来、数次の改定を行い、令和6年7月に現行の政府行動計画に改定した。

また、京都府においても同様に府行動計画を策定し、国の計画改定を受けて令和7年3月に現行の計画に改定した。

### 2 市行動計画改定の経緯

市においては、特措法第8条の規定に基づき、平成27年1月に新たに向日市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。令和2年3月に特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が特措法の適用対象とされた。

その後、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとされ、同日に特措法に基づく政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

3年超にわたる特措法に基づく新型コロナ対応の経験を通じ、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となること、また、感染症によって引き起こされるパ

ンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りになった。

令和5年9月から政府の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題の整理が行われたところ、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために全面改定されたものであり、府においても、同様の目的から、政府行動計画の改定内容を踏まえて、府行動計画を全面改定された。

本市においても、特措法第8条の規定に基づき、改定された政府行動計画及び府行動計画を踏まえて、市行動計画を全面改定するものである。

### 3 改定の過程

市行動計画所管の健康推進課、危機管理監による調整会議を設け、計画を改定した。

### 4 対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には下記のとおりである。

- 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナ・再興型コロナウイルス感染症）
- 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減することで治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
  - (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
  - (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

府においても、全庁をあげて、国、市町村、関係機関と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていくとしており、本市においても、国及び府の対処方針に沿って、同様の対策を講じていくものとする。

#### 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス

パンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、市行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものとする。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

（以下、この節において、政府行動計画における基本的な考え方を記載する。）

- 発生前の段階（準備期）では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」と記す）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。  
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、

過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、京都府や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

## 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、府又は指定（地方）公共機関は、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### （1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### （2）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### （3）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### （4）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### （5）負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

国及び府との連携のもと、保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国、府及び市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する視点を念頭に取組を進める。

### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の

（1）から（5）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及

ばす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び保健医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を府が講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

向日市の感染症感染者等の人権擁護に関する条例（令和3年9月27日条例第19号。）に基づき、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や府が実施する行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可

能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）及び向日市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### 6 社会福祉施設等における対応

国は、対応期において、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。

社会福祉施設は、こども、高齢者、障がい者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

そのため、社会福祉施設に必要となる医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

#### 7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、市は、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進める。また、市は、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、府及び国とも連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

## 第4節 対策推進のための役割分担

### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2 地方公共団体の役割

市、府は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、相互に連携し、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### (1) 京都府

府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確かな判断と対応を行う。

府は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制

を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要な体制について計画的に準備を行う。

府は、感染症対策連携協議会等を通じ、関係機関等と予防計画や保健医療計画等について協議を行うとともに、また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

## (2) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者・障がい者等の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、京都府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 3 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の確保するほか、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

## 5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 6 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う。

## 7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### 1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

このため、政府行動計画や、府行動計画が対策する13項目のうち、市民生活に最も近い立場の市が取るべき対策として以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。なお、発生段階の分類は次のとおりである。

発生段階の分類	感染症の発生状況
準備期	発生前の段階
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が国内外で発生した段階
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する段階から、感染が拡大し、病原体の性状などに応じて対応する段階

主な対策項目	準備期	初動期	対応期
(1) 実施体制	P. 15	P. 16	P. 17
(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	P. 19	P. 20	P. 21
(3) まん延防止	P. 23	P. 23	P. 24
(4) ワクチン	P. 25	P. 28	P. 30
(5) 保健	P. 33	P. 33	P. 33
(6) 物資	P. 34	P. 34	P. 34
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	P. 35	P. 36	P. 36

### 2 各対策項目の基本的な考え方

#### (1) 実施体制

- ・感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に大きな影響を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、本市は、府や近隣市町、関係機関等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

- ・ 新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は庁内各部局一体となった対策を強力に推進するため、直ちに市対策本部を設置する。
- ・ 有事には、平時に構築した連携体制等を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

## (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。そのため、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に収集し、提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、府、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
- ・ 平時から市民等の感染症に対する理解を深めるための情報提供等を行う。
- ・ 有事には、国が行う新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報や、府が把握する府内の発生状況、府民生活及び府民経済に関する情報を収集し、提供する。また、市内の発生状況、市民生活及び市民経済に関する情報を収集し、国や府と共有する。
- ・ 有事には相談窓口等を通じて、市民等の感染症に対する意識を把握した上で、必要とされる正確な情報を提供する。

## (3) まん延防止

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するためには、適切な医療の提供と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。
- ・ 特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

## (4) ワクチン

- ・ ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影

響を最小限にとどめることにつながる。

- ・市及び府は、医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討する。
- ・有事には、平時に検討した接種体制に基づき、関係機関が連携して、迅速に接種を実施できる体制を構築する

#### (5) 保健

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民等の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。
- ・平時から、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、D Xの推進等を通じた業務効率化・省力化に取り組む。

#### (6) 物資

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。
- ・感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があり、感染症対策物資等が十分に確保されるよう対策を講じることが重要である。

#### (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- ・平時から、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- ・有事には、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。
- ・事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1 方針

- ・ 新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市府及び各関係機関が連携して取組を推進することが重要である。
- ・ あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理を行う。
- ・ 研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

##### 2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 3 市行動計画等の見直しや体制整備・強化

- ・ 市は、特措法に基づき、政府行動計画及び府行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を必要に応じて見直していく。市行動計画を見直す際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴く。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務が継続できるよう体制を整備する。

##### 4 関係機関との連携強化

- ・ 市は、国、府及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有・交換、連携体制の確認を行う。

## 第2節 初動期

### 1 方針

- ・新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。
- ・準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ対策を迅速に実施する。

### 2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、市は市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。  
市対策本部の組織は以下のとおりとする。

区 分	構 成 員
新型インフルエンザ等対策本部	(本 部 長) 市長 (副本部長) 副市長、教育長 (本 部 員) ふるさと創生推進部長、総務部長、 環境産業部長、市民サービス部長、都市整備部長、 教育部長、議会事務局長
事務局	(事務局長) 市民サービス部長 (事 務 局) 市民サービス部（健康推進課）

※会計管理者はふるさと創生推進部、監査事務局は総務部に含めるものとする。

市対策本部の主要所掌事務は、特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおりである。

- 新型インフルエンザ等対策に係る総合企画・調整（実態把握、まん延防止対策、広報啓発等）
- 関係課・関係機関に対する総合指揮命令及び調整
- 関係情報の収集、分析及び提供
- 府・近隣市町・関係機関との総合調整
- その他、必要な対策の検討及び実施
- ・市は、必要に応じて、準備期の3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。

### 3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

#### 4 関係機関との連携強化

- ・市は、国、府及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生時には、情報共有・交換、連携体制を構築する。

### 第3節 対応期

#### 1 方針

- ・初動期に引き続き、病原体の性状に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。
- ・感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 2 基本となる実施体制の在り方

##### （1）職員の派遣・応援への対応

- ・市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、新型インフルエンザ等のまん延防止するために特に必要があるもので政令で定めるものの事務の代行を要請する。
- ・市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

##### （2）必要な財政上の措置

- ・市は、国からの財政支援を有効に活用するなど財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 3 緊急事態措置について

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超え、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

##### （1）緊急事態宣言への対応

市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### 4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにり患した場合の病状と同程度以下であることが明らかになったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感

染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴き、政府対策本部を廃止することとしている。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1 方針

- ・感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市、府、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。
- ・市民等が可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や府による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。
- ・新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供に努める。情報提供手段としては、市広報誌・市ホームページ・市公式LINE等SNSを使用する。

#### 2 情報収集

- ・市は、国及び府が行う各種のサーベイランスに協力する。
- ・市は、学校・保育所等、市内でのインフルエンザ等の集団発生の把握に努める。

#### 3 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### (1) 市における情報提供・共有について

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、市民等に対し、地域の実情を踏まえた説明を行う。
- ・準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、相談窓口等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。
- ・市は、高齢者・子ども・視覚や聴覚等が不自由な方・日本語能力が十分ではない外国人等への配慮をしつつ、情報提供、情報共有する方法等を整理する。

##### (2) 市と府の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ・市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、府が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援への協力要請があった場合は協力を検討する。

- ・こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など府知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。

#### 4 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国及び府からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。

## 第2節 初動期

### 1 方針

- ・新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。
- ・具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ・感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2 情報収集

- ・市は、国及び府が行う各種のサーベイランスに協力する。
- ・市は、医療機関や、学校・保育所等、市内での感染症の発生状況把握に努める。
- ・市は、国及び府が発出する新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況等の情報を収集する。

### 3 情報提供・共有について

#### (1) 市における情報提供・共有について

- ・市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、市民等へ対し地域の実情を踏まえた説明を行う。
- ・準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ・市は、高齢者・子ども・視覚や聴覚等が不自由な方・日本語能力が十分ではない外国人等への配慮をしつつ、情報提供、情報共有する。

（3）市と府の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ・市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、府が実施する新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援への協力要請があった場合は協力を検討する。
- ・こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者に関する情報など府知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。

（4）感染状況等の情報提供・共有について

- ・感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、市広報誌・市ホームページ・市公式LINE等SNSで適切に情報提供・共有する。
- ・また、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

4 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国及び府からの要請を受けて、相談窓口等を設置し、国及び府から提供された情報を踏まえ、市民等の相談に対応する。

## 第3節 対応期

### 1 方針

- ・感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて市民等が適切に判断や行動ができるようにすることが重要である。
- ・市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。
- ・具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。
- ・可能な限り、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ・個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安解消等に努める。

## 2 情報収集

- ・市は、国及び府が行う各種のサーベイランスに協力する。
- ・市は、医療機関や、学校・保育所等、市内での感染症の発生状況把握をする。
- ・市は、国及び府が発出する新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況等の情報を収集する。

## 3 情報提供・共有について

### （1）市における情報提供・共有について

- ・準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- ・市は、初動期に続き、高齢者・子ども・視覚や聴覚等が不自由な方・日本語能力が十分ではない外国人等への配慮をしつつ、情報提供、情報共有する

### （2）府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- ・準備期と初動期に整備した対応を行う。

### （3）感染状況等の情報提供・共有について

- ・初動期と同様に、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、市広報誌・市ホームページ・市公式LINE等SNSで適切に情報提供・共有する。
- ・また、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

## 4 双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションの推進

市は、国及び府から提供された情報を踏まえ、相談窓口等で市民等の相談に対応し、双方向のコミュニケーションを図る。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1 方針

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ 自らの感染が疑われる場合は、府の相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 1 方針

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。
- ・ このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### 2 国内でのまん延防止対策の準備

- ・ 市は、府からの要請に応じ、個人への感染防止の働きかけや患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける）を呼びかける。
- ・ 市は、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 1 方針

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

### 2 まん延防止等の実施

- ・ 市は、市民に対し、換気・マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、府の相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を拡げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な対策について理解促進を図る。
- ・ 市は、府と協力し、地域の医療提供体制や、府の相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について市民に周知する。
- ・ 市は、府からの要請に応じ、個人への感染防止の働きかけや患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛等の要請等）を呼びかける。また、要請内容に応じ、施設の使用制限やその他必要な措置を行う。

### 3 医療提供体制への協力及び重症化リスクの高い集団への対応

- ・ 市は、自宅療養において、感染症の特徴に応じて症状の状態を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う府の体制に協力する。
- ・ こどもや高齢者、特定の既往歴や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保健所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策として学級閉鎖や休校等の対応を行う。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> ベンザルコニウム綿 （アルコール禁忌者用） <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> ディスポーザブルトレイ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計</li> <li>・ パルスオキシメーター</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ 酸素吸入セット</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬剤</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 不織布マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 接種者及び介助者用ビニールエプロン <input type="checkbox"/> ディスポーザブル舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	<b>【文房具類】</b> <input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印・市役所印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<b>【会場設営物品】</b> <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> パーティション <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 担架（ストレッチャー） <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋

## 2 ワクチンの供給体制

市は、管内ワクチン配送事業者の把握を行い、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 3 接種体制の構築

市は、乙訓医師会と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を行う。

### （1）特定接種

- ・特定接種とは、特措法第28条の規定により、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に臨時に行われる予防接種である。
- ・特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者及び国家公務員・地方公務員の一部である。
- ・登録事業者に所属しており、厚生労働省の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に関わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村又は都道府県が実施主体となるため、市は準備期から速やかに接種体制の構築を図る。
- ・市は、特定接種の対象となり得る市所属の職員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

### （2）住民接種

- ・市は、国等の協力を得ながら市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制構築を図る。
- ・市は、住民接種については国及び府の協力を得ながら希望する住民が速やかに接種できるよう、乙訓医師会と連携し、接種体制について検討を行う。
- ・市は、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションなどを平時から行う。

表2 接種対象者の試算（令和2年度国勢調査人口等基本集計データから算出）

	住民接種対象者試算（単位：人）		備考
総人口	56,859	A	
基礎疾患のある者	3,980	B	
妊婦	505	C	
幼児	2,733	D	
乳児	466	E1	
乳児保護者	932	E2	
小学生・中学生・高校生相当	6,980	F	
高齢者	15,164	G	
成人	26,099	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G)$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者とする。

### （3）医療従事者の確保

- ・市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種又は個別接種）や会場数、開設時間の設定等により必要な医療従事者数を算定する。
- ・医療従事者の確保については、乙訓医師会に協議の上、検討する。

### （4）接種場所の確保

- ・市は、市内公共施設で予防接種に適する接種場所を選定し、各接種会場の対応可能人数を算定し、各接種会場について、受付場所・待合場所・問診を行う場所・接種を行う場所・経過観察を行う場所・応急手当を行う場所・ワクチンの保管場所及び調剤の場所、接種に当たる人員の配置を検討し設定する。
- ・接種会場については、入り口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を行う。
- ・調剤後のワクチンの保管は、室温や遮光などが適切な状態で保たれるよう配慮する。
- ・市は、円滑な接種の実施のため、予防接種関係のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・市は、速やかに接種できるよう、乙訓医師会等の医療関係者や公共施設管理者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な方法について準備を進める。

#### 4 情報提供・共有

##### （1）住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（ワクチン忌避・予防接種への躊躇）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時から、定期的予防接種について、被接種者や小児の場合その保護者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要の応じたQ&A等の提供など、双方向な取組を進める。

##### （2）市における対応

市は、予防接種の実施主体として、乙訓医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供及び必要に応じたQ&A等の提供など双方向的な取組を進める。

##### （3）関係各課の連携

健康推進課は、予防接種施策の推進に当たり、市の関係部署との連携及び協力を得られるよう調整する。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、教育委員会と連携し、予防接種施策の推進に取り組む。

##### （4）DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連動することで予防接種事務のデジタル化がより推進されるよう、国が示す標準仕様書に沿って整備を進める。

## 第2節 初動期

### 1 接種体制の構築

市は、集団接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

### 2 ワクチンの接種に必要な資材

表1を参考に、市で必要と判断した資材について適切に確保する。

### 3 接種体制

#### （1）特定接種

多くの医療従事者の確保が必要となることから、乙訓医師会の協力を得て、その確保を図る。

#### （2）住民接種

・市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、市が活用する予防接種関係のシステムを通じて接種予

定数の把握を行い、接種勧奨の方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ・接種の準備に当たっては、平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて人員の確保及び配置を行う。
- ・集団接種を行う会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等外部委託できる業務については積極的に外部委託するなどの業務負担の軽減策も検討する。
- ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は乙訓医師会・乙訓薬剤師会の協力を得てその確保を図る。
- ・市は、接種が円滑に行われるよう、乙訓医師会・近隣市町・医療機関と個別接種を行う医療機関の確保について協議を行う。
- ・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など集団接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう乙訓医師会等の関係団体と連携し接種体制を構築する。
- ・市は、集団接種を行う会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ・医療機関等以外の臨時の予防接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可及び届出を行ない、予診・接種担当の医師、薬液充填を担当する薬剤師、接種や介助を担当する看護師を接種会場の規模に合わせて算定して確保に努める。また、検温・受付・記録・案内・予診票確認・接種済証の発行については医療従事者以外等に対応する。
- ・感染予防の観点から、接種会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや、要配慮者への対応が可能なように準備を行い、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れを作り、接種の流れが滞ることがないように配慮する。
- ・国が政府行動計画において、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性に関する情報を踏まえて、住民の接種順位を決定することから、決定した内容に従い、速やかに住民接種を行う。
- ・集団接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に必要な救急処置用品を確保し、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ会場内の従事者に役割を確認するとともに、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近隣の二次医療機関を選定して連携体制を確保する。
- ・感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示を掲げる。廃棄物処理業者と収集の頻度や量について相談して速やかな廃棄に努める。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を順守する。

## 第3節 対応期

### 1 ワクチンや必要な資材の供給

- ・市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、市に割り当てられた量の範囲内でワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ・市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には府の協力を得て、地域間の融通等を行う。

### 2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

### 3 特定接種

#### （1）地方公務員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合において市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団接種として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 4 住民接種

- ・市は、国からの要請を受けて、初動期に市が構築した具体的な接種体制により、具体的な業務に着手する。
- ・市は、接種状況等を踏まえ、集団接種を行う会場の追加等を検討する。
- ・市は、集団接種を行う会場において予診を実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保する。
- ・市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當にある者については、集団接種を行う会場に赴かないよう広報等により周知すること及び集団接種を行う会場において掲示等により注意喚起する等により、接種会場における感染対策を図る。  
また、医学的ハイリスク者に対する予防接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も可能とする。
- ・市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部署及び乙訓医師会等の関係団体と連携して接種体制を確保する。

## 5 接種に関する情報提供・共有

- ・市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国及び府からの要請を受けて、国及び府に対し接種に関する情報提供・共有を行う。
- ・市が行う接種勧奨については市広報誌・市ホームページ・市公式LINE等SNSで周知を行う。スマートフォン等の活用が困難な方については紙媒体で対応する。
- ・市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされ得る情報への対応を行う。また、基本的人権尊重の観点から、接種の有無にかかわらず、差別的な扱いをしてはならないことについて、市民等へ広く周知を図る。
- ・市は、接種会場や接種開始日等について市ホームページや市公式LINE等SNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。
- ・市は、自ら実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民等への周知・共有を行う。

## 6 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて集団接種を行う会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の集団接種を行う会場や個別接種を行う医療機関での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部署や乙訓医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

## 7 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備した予防接種関係のシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 8 健康被害救済

- ・予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。
- ・住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ・市は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者への情報提供を行い、申請書を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等の対応を適切に行う。

## 9 情報提供・共有

- ・市は、実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ・市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ・パンデミック時には、定期接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないように、引き続き定期の予防接種についても必要性の周知に取り組む。

## 10 住民接種に係る対応

- ・市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・接種の目的や優先接種の意義、接種時期・方法を分かりやすく伝える。
- ・市は、実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民へ周知・共有を行う。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1 人材の確保

- ・市は、感染症対応が可能な専門職の人材確保を行う。
- ・市は、府から専門職の応援派遣を求められれば応じられるよう専門職の応援派遣の調整を行う。

#### 2 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、府の感染症対応訓練や研修に職員を派遣し、感染症危機への対応能力の向上を図る。

#### 3 高齢者施設等における感染対策

市は、高齢者・障がい者施設等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所している施設等の感染対策について、府と連携して必要時に現地等の支援を行うことができる体制を整備する。

### 第2節 初動期

#### 1 有事体制への移行準備

市は、府から専門職の応援派遣依頼があれば、人材の選定等準備を進める。

#### 2 市民等への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民等へ周知することや、府のコールセンターを案内する等、市民等への速やかな情報提供・共有体制を構築する。

### 第3節 対応期

#### 1 主な対応業務の実施

準備期に整備・整理した業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して感染症対応業務を実施する。

#### 2 健康観察及び生活支援

- ・市は、府が実施する健康観察への協力要請があった場合には、協力する。
- ・市は、府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食料品の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品支給への協力要請があった場合は、府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けた上で、協力する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。

市は、府からの要請を受けて、消防機関に対して、感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のために、個人防護具の備蓄を要請する。

### 第2節 初動期

市は、感染症対応物資等の円滑な供給に向けて、市内医療機関等で必要な感染症対策物資等が不足する場合等は、府に状況を伝え、必要量の確保に努める。

### 第3節 対応期

- ・市は、不足物資がある場合は、府に状況を伝え、物資の確保を要請する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは各関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関して相互に協力する。

## 第7章 市民生活及び市民経済安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に状況を届くようにすることに留意する。

#### 3 物資及び資材の備蓄

市は、市行動計画に基づき備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国及び府からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともに、支援の調整を行う。

#### 5 火葬体制の構築

市は、府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、届け出窓口部署との調整を行う。

## 第2節 初動期

### 1 遺体の火葬・安置

市は、府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等について選定等を行う。

## 第3節 対応期

### 1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### （1）心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### （2）生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等の必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### （3）教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休校の要請等がなされた場合は、必要に応じ、オンライン授業の実施など、教育及び学びの継続に関する取組を行う。

#### （4）生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体に対して供給の確保や便乗値上げ等の防止等の要請を行う。
- ・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

#### （5）事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（６） 住民の生活の安定に関する措置

水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

（７） 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・市は、国及び府からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある時は、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋葬許可を要しないなどの特例が設けられるため、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

## 資料1 発生段階ごとの対策の概要

発生段階 対策 方針	準備期	初動期	対応期
	・新型インフルエンザ等の感染症が発生する前の段階	・新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が国内外で発生した段階	・国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する段階から、感染が拡大し、病原体の性状などに応じて対応する段階（国内・府内発生早期、国内感染拡大期、小康期）
市の対策の目的	◆発生に備えて体制の整備や事前準備の実施	◆国内発生に備えての体制整備の実施 ◆ワクチンの特定接種（医療従事者等） ◆積極的に情報を収集し、的確に市民への情報提供の実施	◆感染拡大に備えた体制整備 ◆まん延防止措置 ◆住民接種 ◆病原体の性状、感染状況に応じた対策 ◆市民生活及び市民経済への影響を最小化
① 実施体制	・新型インフルエンザ等の感染症に備えた実践的な訓練 ・行動計画の見直しや体制整備・業務継続計画の作成 ・関係機関との情報共有・連携体制の構築	・市対策本部の設置 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・関係団体等と連携を強化し情報共有・交換	・職員の派遣・応援の対応 ・緊急事態宣言への対応 ・特措法によらない、感染症対策に移行する時期の体制への移行
② 情報収集・提供・共有・リスクコミュニケーション	・学校・保育所等の市内での感染症の集団発生の把握 ・発生状況や基本的な感染対策等についての平時から情報提供・共有 ・コールセンター等の準備により、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーション体制の整備	・情報入手と情報共有体制の整備 ・感染症流行状況を把握し、府の調査に協力 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 ・コールセンターの設置により相談体制を構築	・情報収集と正しい情報の発信 ・感染症流行状況を把握し、府の調査に協力 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発 ・コールセンター等による相談体制の維持策
③ まん延防止	・市民や事業者に必要な感染対策についての普及啓発を通じた感染拡大防止対策について理解促進	・換気、マスク着などの咳エチケット、手洗い、人混みを避けるといった個人間への感染防止の啓発 ・業務継続計画に基づく対応の準備	・換気、マスク着などの咳エチケット、手洗い、人混みを避けるといった個人間への感染防止の啓発 ・外出自粛要請、緊急事態措置としての営業時間の変更や休業要請、施設利用中止の要請
④ ワクチン	・ワクチン接種に必要な資材の準備 ・医師会と連携し、予防接種に必要な、人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備 ・予防接種関係システム整備のデジタル化の推進	・接種体制の構築 ・ワクチンの特定接種（医療従事者等） ・住民接種（市民への予防接種）の準備と情報提供	・医療機関へのワクチンの供給 ・住民接種の実施 ・感染状況に応じた接種体制の拡充・縮小 ・接種記録の管理 ・健康被害救済にかかる情報提供
⑤ 保健	・感染症対応が可能な専門職の人材確保 ・研修・訓練を通じた人材育成及び府との連携体制構築 ・高齢者施設等における感染症対策	・府からの応援派遣依頼により、派遣人材を選定 ・国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民へ周知 ・府のコールセンター案内など市民へ情報提供・共有体制の構築	・府が実施する健康観察への協力要請への対応 ・患者や濃厚接触者に対して、府が実施する食料品や物品の提供について協力
⑥ 物資	・市行動計画に基づく、必要な物資の備蓄状況確認	・市内医療機関等で必要な物資の確保	・不足物資の状況を京都府へ伝達し、物資の確保を要請 ・必要物資が付属する場合、関係機関同士で融通
⑦ 市民生活及び市民経済安定の確保	・新型インフルエンザ等感染症への行政手続きや支援金等の手続きについて市はDXを推進 ・適切な火葬実施体制の構築に向けて市民課と調整	・火葬場の火葬能力の限界を超える事態事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を選定	・新型インフルエンザや感染症のまん延防止措置等に生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策を実施 ・事業者の経営及び市民生活への影響を緩和するため、必要に応じ、財政上の措置を実施

資料2 新型インフルエンザ等対策に係る部署ごとの主な役割

部 名	主 な 役 割
各部署局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等対策本部で決定した施策の実行に関する事</li> <li>○市の業務継続に関する事</li> <li>○市が所管する施設の感染予防対策、休業、関係事業等の自粛に関する事</li> <li>○関係機関との連絡、協議に関する事</li> <li>○職員の感染予防に関する事</li> <li>○ワクチン等物資供給に関する事</li> </ul>
ふるさと創生推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民への広報に関する事</li> <li>○関連情報の発表にかかる総合調整に関する事</li> <li>○生活関連物資等の安定供給に関する情報提供や相談窓口の設置</li> <li>○特定接種に関する事（広報・相談等を含む）</li> <li>○新型インフルエンザ等に関する財政措置に関する事</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の健康管理及び感染予防に関する事</li> <li>○職員の勤務体制に関する事</li> <li>○公共用地の新型インフルエンザ等対策用地としての一時転用に関する事</li> <li>○公共施設の使用制限に関する事</li> <li>○予防接種システム等の情報インフラ整備に関する事</li> </ul>
環境産業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要援護者名簿の作成及び情報提供に関する事</li> <li>○廃棄物管理、適正処理に関する事</li> <li>○鳥インフルエンザに関する事</li> <li>○事業者の経営安定に関する事</li> </ul>
市民サービス部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府、乙訓保健所及び乙訓医師会等との連携に関する事</li> <li>○新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関する事</li> <li>○感染拡大防止等の啓発に関する事</li> <li>○住民接種に関する事</li> <li>○市民からの相談に関する事</li> <li>○要援護者への情報提供や支援に関する事</li> <li>○保育所、介護福祉施設等でのインフルエンザ等患者の集団的な発生の把握と報告に関する事</li> <li>○福祉サービスの継続利用に関する事</li> <li>○保育所等の業務継続、臨時休園に関する事</li> <li>○予防接種、要援護者支援等の実施に必要なワクチン、消毒薬、マスク及び感染防護衣等の確保と活用に関する事</li> <li>○対策本部の設置運営に関する事</li> <li>○市行動計画の策定・見直しに関する事</li> <li>○埋火葬に関する事</li> </ul>

資料2 新型インフルエンザ等対策に係る部署ごとの主な役割

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時遺体安置所等の設置に関すること</li> <li>○予防接種システム等のDX化に関すること</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン事業者への業務継続の要請に関すること</li> <li>○生活関連物資の安定供給に関すること</li> <li>○水道事業の業務継続に関すること</li> <li>○飲料水の確保及び給水に関すること</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校における感染予防対策に関する啓発及び情報提供に関すること</li> <li>○小中学校におけるインフルエンザ等患者の集団的な発生の把握と報告に関すること</li> <li>○小中学校の臨時休業等に関すること</li> </ul>

## 資料3 用語解説 ※ABC、アイウエオ順

---

### ○ COVID-19 (Coronavirus disease 2019)

新型コロナウイルス感染症のWHOの国際疾患分類上の呼称。

### ○ Vaccine Hesitancy

The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines(WHO:The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

### ○ 業務継続計画

東日本大震災（平成23年3月11日発生）において、中小企業の多くが、人材等の損失や復旧への遅れにより、廃業等に追い込まれた。BCP（業務継続計画）ともいい、緊急事態への備えとして、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画のこと。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のこと。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。ここでは、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことをいう。

### ○ 指定公共機関

災害対策基本法の規定により、内閣総理大臣に指定された公共機関の総称であり、ライフライン関係等国民の生活や経済にかかせない機関をいう。

### ○ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機関の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国が地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

- 指定行政機関  
災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する行政機関で、内閣府などの24機関のこと。
- 収束（感染症の流行に関して）  
患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
- 終息（感染症の流行に関して）  
感染症の新規感染者がほぼなくなった状態を示す。
- 新型インフルエンザ  
新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
- 新感染症  
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものこと。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）
- 濃厚接触者  
患者と長時間居合わせたことなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。
- パンデミック  
感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- 病原性  
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。
- リスクコミュニケーション  
感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に

行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、適切に判断し行動できるようにすること。

## 資料4 向日市新型インフルエンザ等対策本部条例

---

平成26年3月27日

条例第1号

### (目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、向日市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料5 向日市の感染症感染者等の人権擁護に関する条例

令和3年9月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会生活に重大な影響を及ぼす感染症の感染者等の人権を擁護するため、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、感染症を原因とする人権の侵害を未然に防止し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型コロナウイルス感染症等の社会生活に重大な影響を及ぼす感染症をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に勤務し、又は在学する者及び市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 本市において、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 感染症感染者等 次のアからオまでに掲げる者をいい、当該者が所属する事業者、地域などを含む。

ア 感染症に感染している者、感染症に感染しているおそれがある者、感染症に感染した経験がある者、これらのものと接触した者及びこれらの家族

イ 医療、福祉従事者等、職務上、感染症に感染する可能性が高いと考えられる労働環境下での業務に従事している者及びその家族

ウ 輸送又は販売等、職務上、感染症に感染する可能性が高いと考えられる労働環境下での業務に従事している者及びその家族

エ 海外から帰国した者、訪日外国人、帰省者及びこれらの家族

オ その他アからエまでに含まれない感染症に起因した差別を受けるおそれがある者

(基本理念)

第3条 何人も、感染症の感染者等に対して、感染症に感染していること、感染しているおそれがあること若しくは感染症に感染した経験があること又は自己の管理する場所若しくは施設において感染症が発生したことを理由として、偏見、誹謗中傷、不当な差別又はプライバシーの侵害（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育及び人権啓発のための施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、市内に住所を有する感染症の感染者等からの人権に関する相談に応じ、関係機関と連携して、必要な助言及び支援をするものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に掲げる基本理念を理解し、感染症に関する正しい知識を習得し、差別のない地域社会づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に掲げる基本理念を理解し、感染症に関する正しい知識を習得し、そこに所属する者及びその家族が、感染症に感染していること、感染しているおそれがあること若しくは感染症に感染した経験があること又は自己の管理する場所若しくは施設において感染症が発生したことを理由として、人権侵害行為を受けることがないように努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。